

平成27年9月14日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 豊村貴司
3番 朝長 勇
6番 松尾陽輔
8番 石丸 定
10番 上田雄一
12番 古川盛義
15番 末藤正幸
17番 吉原武藤
19番 川原千秋
21番 松尾初秋
24番 谷口攝久

副議長 吉川里己
2番 猪村利恵子
4番 山口 等
7番 池田大生
9番 石橋敏伸
11番 山口裕子
14番 山崎鉄好
16番 宮本栄八
18番 山口昌宏
20番 牟田勝浩
23番 江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 友廣秀敏
次 長 川久保和幸
議事係 長 江上新治
議事係 員 杉原啓仁

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	小	松	政
副	市長	前	田	美
教	育	浦	郷	究
技	監	松	尾	定
総	務	北	川	政
企	画	中	野	博
営	業	井	上	祐
営	業	千	賀	耕
営	業	小	田	
農	業	秀	島	一
く	ら	平	川	
く	ら	大	宅	敬
ま	ち	山	下	朋
山	内	橋	口	一
北	方	松	本	重
会	計	村	山	美
こ	ど	溝	上	正
こ	ど	諸	岡	隆
上	下	笠	原	孝
総	務	水	町	直
財	政	松	尾	
企	画	古	賀	龍
選	挙	神	宮	一
監	査	末	藤	勇
				智
				子
				勝
				裕
				久
				久
				徹
				郎
				文
				二

議 事 日 程 第 6 号

9月14日（月）10時開議

日程第1	第61号議案	武雄市個人情報保護条例の一部を改正する条例（質疑・総務文教常任委員会付託）
日程第2	第62号議案	武雄市職員の再任用に関する条例及び武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（質疑・総務文教常任委員会付託）
日程第3	第63号議案	武雄市税条例の一部を改正する条例（質疑・総務文教常任委員会付託）
日程第4	第64号議案	武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（質疑・福祉常任委員会付託）
日程第5	第65号議案	武雄市手数料条例の一部を改正する条例（質疑・福祉常任委員会付託）
日程第6	第66号議案	武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（質疑・総務文教常任委員会付託）
日程第7	第67号議案	武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（質疑・建設常任委員会付託）
日程第8	第68号議案	武雄市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例（質疑・総務文教常任委員会付託）
日程第9	第69号議案	武雄市過疎地域自立促進計画の変更について（質疑・総務文教常任委員会付託）
日程第10	第70号議案	平成26年度武雄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（質疑・建設常任委員会付託）
日程第11	第71号議案	平成27年度武雄市一般会計補正予算（第2回）（質疑・所管常任委員会分割付託）
日程第12	第72号議案	平成27年度武雄市下水道事業特別会計補正予算（第1回）（質疑・建設常任委員会付託）
日程第13	第73号議案	平成27年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第3回）（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第14	第74号議案	平成27年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第1回）（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第15	第75号議案	平成26年度武雄市水道事業会計決算認定について（質疑・

		特別会計等決算審査特別委員会設置付託)
日程第16	第76号議案	平成26年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について (質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託)
日程第17	第77号議案	財産の処分について (質疑・産業経済常任委員会付託)
日程第18	第78号議案	平成27年度武雄市一般会計補正予算 (第3回) (質疑・所管 常任委員会分割付託)
日程第19	第79号議案	平成27年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算 (第1回) (質疑・産業経済常任委員会付託)
日程第20	第80号議案	平成26年度武雄市一般会計決算認定について (質疑・一般 会計決算審査特別委員会設置付託)
日程第21	第81号議案	平成26年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について (質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託)
日程第22	第82号議案	平成26年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定につい て (質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託)
日程第23	第83号議案	平成26年度武雄市下水道事業特別会計決算認定について (質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託)
日程第24	第84号議案	平成26年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定につ いて (質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託)
日程第25	第85号議案	平成26年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について (質 疑・特別会計等決算審査特別委員会付託)
日程第26	第86号議案	平成26年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について (質 疑・特別会計等決算審査特別委員会付託)
日程第27	第87号議案	平成26年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定に ついて (質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託)
日程第28	報告第12号	専決処分の報告について (質疑)
日程第29	報告第13号	専決処分の報告について (質疑)
日程第30	報告第14号	平成26年度武雄市一般会計継続費精算報告書の報告につい て (質疑)
日程第31	報告第15号	平成26年度武雄市財政健全化判断比率及び資金不足比率の 報告について (質疑)

開 議 10時

○議長（杉原豊喜君）

おはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました第 77 号議案から第 87 議案までの 11 議案及び報告第 14 号、第 15 号の 2 件を追加上程いたします。

日程に基づき、議事を進めます。

日程第 1 第 61 号議案

日程第 1. 第 61 号議案 武雄市個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 61 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 2 第 62 号議案

日程第 2. 第 62 号議案 武雄市職員の再任用に関する条例及び武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 62 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 3 第 63 号議案

日程第 3. 第 63 号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 63 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 4 第 64 号議案

日程第 4. 第 64 号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 64 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉常任委員会に付託をいたします。

日程第 5 第 65 号議案

日程第 5. 第 65 号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 65 号議案に対する質疑を開始いたします。16 番宮本議員

○16 番（宮本栄八君）〔登壇〕

手数料条例の改正、まあ主な部分っていうんですか。マイナンバーの再発行カードのことっていうことだと思いますけども、その再発行がですね、まあ具体的に、そのなくしたナンバーが、新たにつくればナンバーが変わるのかですね。まあ、ナンバーはそのままなのかと。まあ、そのままでいけば写真なしのカードはずっとこう盗まれて通用するっちゃうことにもなりますので、その辺の新しい再発行っていうのは、どういうふうになるのかですね。で、それも何枚も再発行できるのか。それについてお聞きします。

○議長（杉原豊喜君）

大宅くらし部理事

○大宅くらし部理事〔登壇〕

おはようございます。お答え申し上げます。つくり直しても、マイナンバーの番号につきましてもは変わりません。基本的には変わりませんが、マイナンバーが漏えいして、不正に用いられる恐れがあると認められる場合に限り、本人の申請または市町村長の職権により変更することができるという回答が国から来ております。

○議長（杉原豊喜君）

16 番宮本議員

○16 番（宮本栄八君）〔登壇〕

基本的には同じっちゃうことですね。まあ、変更もできると。だから、変更したときに、その社会保険番号を変えたりとかですね、そういうのは行政のほうでやっていただけるのか。まあ、個人が各機関にずっとしなくてはいけないのか、その辺ちょっと。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

大宅くらし部理事

○大宅くらし部理事〔登壇〕

お答えいたします。そういったケースについては、具体的には国のほうから示されておられませんので、ケースがあった場合については県と協議をしながら対応していくことになると思います。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第 65 号議案は福祉常任委員会に付託をいたします。

日程第 6 第 66 号議案

日程第 6. 第 66 号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 66 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 7 第 67 号議案

日程第 7. 第 67 号議案 武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 67 号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 8 第 68 号議案

日程第 8. 第 68 号議案 武雄市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 68 号議案に対する質疑を開始いたします。16 番宮本議員

○16 番（宮本栄八君）〔登壇〕

空き家条例によって進むと思いますけども、国の法律が決まったってということで、もともと武雄市の条例にあった、まあ代執行ですね。まあ、かわりに壊したりすると。まあ、代執行のところは除外されてるわけですね。その理由は国に法律ができたからちゅうことですけども、実際、今までにやってたのは国に法律ができたから、それに準じた条例をつくってですよ、そして規則をつくってですよ、そして実際、適用するってようなことが普通だったと思うんですけども、もともと条例があったやつをですよ、国に法律ができたからってこれ除いたらですよ、具体的に武雄市でどう、幾らかけて、どういうふうにしていくかちゅうことがわからなくなるんじゃないかなと。だからその条例を減らす必要じゃなくて、本当はつくらんと、それに付け加えんといかんというふうに、まあ思うんですけども、この辺についてお聞きします。

○議長（杉原豊喜君）

北川総務部長

○北川総務部長〔登壇〕

おはようございます。この指導、助言等の措置につきましては、特措法で規定をしております。市の条例で規制をすれば二重規制となり、不合理ということになりますので、この分については特に問題ないというふうに考えております。

○議長（杉原豊喜君）

16 番宮本議員

○16 番（宮本栄八君）〔登壇〕

いや、国のほうで法律はできているんですよ。ほら、市民に適用するためには市の条例が要って、規則が要りますよね。そしたら、条例がなくなれば、規則もなくなるんじゃないかなと思いますけども、その辺どうですかね。

○議長（杉原豊喜君）

北川総務部長

○北川総務部長〔登壇〕

代執行等の事務処理等につきましては、武雄市空き家等の適正管理に関する条例の施行規則により、改正をして対応するつもりでございます。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 9 第 69 号議案

日程第 9. 第 69 号議案 武雄市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

第 69 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 10 第 70 号議案

日程第 10. 第 70 号議案 平成 26 年度武雄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

第 70 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 11 第 71 号議案

日程第 11. 第 71 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 71 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分についてはお手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 12 第 72 号議案

日程第 12. 第 72 号議案 平成 27 年度武雄市下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 72 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。16 番宮本議員

○16 番（宮本栄八君）〔登壇〕

下水道のですね、支出のどこの省エネ技術の導入っていうのはどういったことなんだろうかね。

○議長（杉原豊喜君）

笠原上下水道部長

○笠原上下水道部長〔登壇〕

おはようございます。省エネ関係でございますけども、今下水処理場で曝気とかやっておりますけども、その曝気の方法とか何とか、それによって省エネができるということで、今土地改良連合会のほうで検討されておりますので、それを対応したいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 13 第 73 号議案

日程第 13. 第 73 号議案 平成 27 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 3 回）を議題といたします。

第 73 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第 14 第 74 号議案

日程第 14. 第 74 号議案 平成 27 年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 74 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第 15・第 16 第 75 号議案・第 76 号議案

日程第 15. 第 75 号議案 平成 26 年度武雄市水道事業会計決算認定について及び日程第 16. 第 76 号議案 平成 26 年度武雄市工業用水道事業会計決算認定についての以上 2 議案を

一括議題といたします。

第 75 号議案及び第 76 号議案に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第 75 号議案及び第 76 号議案は、10 人の委員をもって構成する特別会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 75 号議案及び第 76 号議案は、特別会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、お諮りいたします。ただいま設置されました特別会計等決算審査特別委員会の特別委員の選任につきましては、武雄市議会委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、2 番猪村議員、7 番池田議員、9 番石橋議員、13 番吉川議員、14 番山崎議員、15 番末藤議員、17 番吉原議員、20 番牟田議員、21 番松尾初秋議員、24 番谷口議員の以上 10 名を特別委員に指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました 10 名を特別会計等決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

日程第 17 第 77 号議案

日程第 17. 第 77 号議案 財産の処分についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。千賀営業部理事

○千賀営業部理事〔登壇〕

おはようございます。第 77 号議案 財産の処分について、補足説明を申し上げます。

議案書その 2 の 1 ページでございます。

この議案につきましては、武雄北方インター工業団地の用地を日本ハードメタル株式会社に売却するもので、武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

日本ハードメタル株式会社とは 9 月 11 日に土地売買仮契約書を締結しております。処分の内容ですが、1. 処分する財産は土地 4 筆で、合計面積は 2 万 4,064 平方メートルとなっております。2. 処分の価格は 3 億 1,373 万 6,900 円です。処分の相手方は神奈川県愛川町の日本ハードメタル株式会社でございます。

なお、今回の売却により、武雄北方インター工業団地は完売となります。

議案資料の 1 ページに位置図、2 ページから 7 ページにかけて土地売買仮契約書の写しを添付しておりますので、御参照ください。

なお、日本ハードメタル株式会社におかれましては、用地取得後、来年1月に工場建設に着手され、来年10月に創業開始を予定されていると聞き及んでおります。

以上で、第77号議案 財産の処分について、補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第77号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第18 第78号議案

日程第18. 第78号議案 平成27年度武雄市一般会計補正予算（第3回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。中野企画財政部長

○中野企画財政部長〔登壇〕

おはようございます。第78号議案 平成27年度武雄市一般会計補正予算（第3回）について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出の総額に9,980万円を追加し、補正後の総額を245億7,614万5,000円とするものでございます。

第2条で地方債の補正をお願いいたしております。地方債の補正につきましては、予算書4ページのとおり、本年8月12日から13日の豪雨による災害の復旧のために地方債を起こすものでございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明申し上げます。予算説明書の（5）ページをごらんください。

2款. 総務費、2項. 企画費、2目. 地域振興費では、佐賀県段階チャレンジ交付金の追加交付に伴い、まちづくり団体等への補助金をお願いいたしております。

また、11款. 災害復旧費では、8月12日から13日にかけての豪雨災害による被害に対し、早急に対応するため、所要の経費をお願いいたしております。

なお、別添で補正予算参考資料を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

これらの歳出を賄う財源といたしまして、（3）ページに書かれておりますとおり、分担金、県支出金、市債を計上いたしております。このほか新工業団地整備事業特別会計からの繰入金などを計上いたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第 78 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。なお、付託区分についてはお手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 19 第 79 号議案

日程第 19. 第 79 号議案 平成 27 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。千賀営業部理事

○千賀営業部理事〔登壇〕

第 79 号議案 平成 27 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第 1 回）について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の 1 ページでございますが、第 1 条の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 1,373 万 7,000 円を追加し、補正後の総額を 3 億 2,983 万 2,000 円とするものでございます。

次に、補正予算説明書の（3）ページをごらんください。4 款. 財産収入、1 項. 財産売払収入、1 目. 不動産売払収入として、第 77 号議案 財産の処分に伴う日本ハードメタル株式会社からの土地売払収入 3 億 1,373 万 7,000 円を計上しております。

次に歳出でございますが、（4）ページをごらんください。2 款. 公債費、1 項. 公債費、2 目. 元金については、日本ハードメタルからの売払収入をもって、起債の残額 2 億 7,962 万 4,066 円のすべてを繰上償還するものでございます。

1 款. 事業費、1 項. 事業費、1 目. 新工業団地整備事業費の 23 節. 県支出金返還金、28 節. 一般会計操出金について、おのこの 1,705 万 6,000 円をお願いしております。これについては、土地売払収入から起債の繰上償還額を控除した金額 3,411 万 2,000 円を県と市で折半し、現在まで起債利子支払等の財源として負担してきた県及び一般会計に対して、返還または繰り出しをするものでございます。

以上で、第 79 号議案 平成 27 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第 1 回）についての補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第 79 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第 20～27 第 80 号議案～第 87 号議案

日程第 20. 第 80 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計決算認定についてから日程第 27. 第 87 号議案 平成 26 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定についてまでの以上 8 議案を一括議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。村山会計管理者

○村山会計管理者〔登壇〕

おはようございます。第 80 号議案から第 87 号議案までの決算認定 8 議案について、御説明申し上げます。

平成 26 年度武雄市歳入歳出決算書のこちらですね、(資料を示す) 1 ページ、2 ページに記載の歳入歳出決算総括表により、一般会計から順に各会計の概要を御説明いたします。

最初に一般会計でございますが、歳入につきましては調定額に対する収入済額の割合であります収納率は 95.8%となっております。不納欠損の主なものとは市税で、収入未済の主なものとは市税のほか、事業の繰り越しに係る国・県の支出金などがございます。

歳出につきましては、予算執行率が 88.1%、翌年度繰越額が 9.4%となっております。

次に、国民健康保険特別会計でございますが、右端の歳入歳出差引額に記載のとおり歳入不足が生じたので、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定に基づき、平成 27 年度の歳入から繰上充用で対応しております。

後期高齢者医療特別会計は収納率 99.5%、不納欠損と収入未済はともに保険料でございます。

下水道事業特別会計は、平成 26 年度から農業集落排水事業、公共下水道事業、戸別浄化槽事業の 3 つの特別会計を統合したもので、収納率 99.3%、不納欠損と収入未済は使用料、負担金、分担金でございます。予算執行率は 97.8%で、公共下水道事業の翌年度繰越がございます。

続きまして、土地区画整理事業特別会計でございますが、翌年度への事業繰越に伴い、国・県支出金が収入未済であり、予算の執行率は 77.4%となっております。

競輪事業特別会計では、予算の執行率は 94.7%、施設改修関連で翌年度繰越がございます。

給湯事業特別会計につきましては、基金から繰り入れを行い、給湯管布設工事費などを支出しました。予算の執行率は 76.5%でございます。

新工業団地整備事業特別会計は、土地売払収入を財源として事業債の繰上償還をしており、予算の執行率は 99.4%となっております。

次のページ、3 ページから 38 ページまでが各会計の歳入歳出決算書でございます。

39 ページからは事項別明細書を、315 ページ以降に実質収支に関する調書、財産に関する

調書などを掲載しております。

また、平成 26 年度主要施策の成果及び予算執行の実績に関する報告書も別冊にて提出しておりますので、あわせて御参照いただければと思います。

以上で、平成 26 年度武雄市一般会計及び特別会計の決算についての概要説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

これより質疑を開始いたします。質疑は区分して行います。

まず、第 80 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計決算認定に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 81 号議案から第 87 号議案までの以上 7 議案に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第 80 号議案については、11 人の委員をもって構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 80 号議案については、一般会計決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、お諮りいたします。ただいま設置されました一般会計決算審査特別委員会の特別委員の選任につきましては、武雄市議会委員会条例第 8 条第 1 項の規定により 1 番豊村議員、3 番朝長議員、4 番山口等議員、6 番松尾陽輔議員、8 番石丸議員、10 番上田議員、11 番山口裕子議員、16 番宮本議員、18 番山口昌宏議員、19 番川原議員、23 番江原議員の以上 11 名を特別委員に指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました 11 名を一般会計決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

お諮りいたします。第 81 号議案から第 87 号議案までの以上の 7 議案については、特別会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、以上の 7 議案は特別会計等決算審査特別委員会に付託の

上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

ここで、ただいま設置されました一般会計決算審査特別委員会、並びに特別会計等決算審査特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩をいたします。

休	憩	10時27分
再	開	10時37分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

特別委員会における正副委員長の互選の結果の報告を受けましたので、御報告をいたします。

一般会計決算審査特別委員会の委員長に 10 番上田議員、副委員長に 4 番山口等議員、特別会計等決算審査特別委員会の委員長に 9 番石橋議員、副委員長に 15 番末藤議員、以上のとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

日程第 28・第 29 報告第 12・報告第 13 号

日程第 28. 報告第 12 号 専決処分の報告について及び日程第 29. 報告第 13 号 専決処分の報告についての 2 件を一括議題といたします。

報告第 12 号及び報告第 13 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第 12 号及び報告第 13 号は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 30 報告第 14 号

日程第 30. 報告第 14 号 平成 26 年度武雄市一般会計継続費精算報告書の報告についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。中野企画財政部長

○中野企画財政部長〔登壇〕

報告第 14 号 平成 26 年度武雄市一般会計継続費精算報告書の報告について、補足説明を申し上げます。

議案書その 2 の 3 ページをごらんいただきたいと思います。

3 ページに掲げております報告書のとおり、3 つの事業につきまして、それぞれ継続費を設定し、事業を実施しておりましたが、平成 26 年度をもって事業が完了いたしましたので、地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定に基づき報告するものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

報告第 14 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第 14 号は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 31 報告第 15 号

日程第 31. 報告第 15 号 平成 26 年度武雄市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。中野企画財政部長

○中野企画財政部長〔登壇〕

報告第 15 号 平成 26 年度武雄市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、補足説明を申し上げます。

議案書その 2、4 ページをごらんください。

これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告するものであります。

5 ページをごらんいただきたいと思います。

表の第 1 項の平成 26 年度武雄市健全化判断比率について、御説明申し上げます。まず実質赤字比率につきましても、普通会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合を示すものでありますが、一般会計と土地区画整理事業特別会計を合わせた普通会計においては、実質赤字がなかったために実質赤字比率が算定されませんので、表記は横バーといたしているところでございます。

なお、実質赤字比率に係る早期健全化基準につきましては、その団体の財政規模により算定され、本市の場合は 12.9%となっております。この早期健全化基準以上になりますと、財政健全化計画を策定し、計画に基づく財政健全化を実施することになります。

次に、すべての会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合を示す連結実質赤字比率につきましても、連結実質赤字額がありませんでした。

次に、公債費及び公債費に準じた経費が標準財政規模に占める割合を示す実質公債費比率は、本市の場合 8.7%で、早期健全化基準 25%を下回っているところでございます。

次に、地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める割合を示す将来負担比率は 13.5%で、早期健全化基準 350%を下回っているところでございます。

次に、第 2 項の平成 26 年度武雄市公営企業会計資金不足比率であります。資金不足額が事業規模に占める割合を示す資金不足比率につきましても、いずれの会計においても資金不足額がありませんでした。この資金不足比率が 20%以上になれば、経営健全化計画を定め、

計画に基づく経営の健全化を実施することになります。

以上で報告第 15 号の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

報告第 15 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第 15 号は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 10時43分

